

三重大学 総合情報処理センター 広報

Annual Report  
Center for Information Technologies and Networks  
Mie University

<http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/press/ar2007.pdf>

Vol. 5 平成 20 年 3 月

## 目次

<b>巻頭言</b>	3
三重大学 理事・副学長（情報・国際交流担当） 小林英雄	
<b>新スタッフ紹介</b>	
新任の挨拶	5
ネットワーク情報基盤研究部門 助教 三橋一郎	
<b>センター利用状況</b>	7
<b>センター組織・規則</b>	
総合情報処理センター運営委員会委員	23
情報ネットワーク専門委員会委員	24
三重大学学術情報ポータルセンター規程	25
三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会規定	27
三重大学総合情報処理センター規程	29
三重大学総合情報処理センター運営委員会規程	31
三重大学情報ネットワーク専門委員会規程	33
三重大学総合情報処理センター利用規程	35
三重大学総合情報処理センター利用細則	37
三重大学総合情報処理センター情報処理教育システム利用細則	39

## 巻頭言

理事・副学長（情報・国際交流担当） 小林 英雄

国立大学が法人化されてから5年目となり、本年は中期目標・中期計画の達成度について評価される法人評価の年となる。中期目標・中期計画とは、法人化以降の6年間で大学として重点的に取り組むべき目標（中期目標）と、それらを実現するための具体的な計画（中期計画）を法人化前に大学が自ら策定したものである。法人評価では、大学が先ず中期目標・中期計画に対する達成状況を自己評価・点検し、これに対して大学評価・学位授与機構が書面調査と訪問調査を通じて評価することになる。平成22年度から始まる次期中期での6年間の運営費交付金は、今中期の法人評価の結果を反映して決定されることになっている。本稿では、法人化以降の4年間における総合情報処理センターに係る中期目標・中期計画に対する達成状況について概説する。

総合情報処理センターに係る中期目標としては、「高度なITと快適な教育・学習環境を備えたセンター施設を整備し、電子情報受発信の拠点機能を担うとともに、全学的視野に立った学術情報基盤を整備する」としている。また、中期目標を達成するための中期計画としては、(1)効率的な情報基盤の整備を可能とする組織・人事体制の整備、(2)情報システムの一元化により教育・研究支援の強化、(3)電子情報サービスの充実による図書館機能の強化、(4)セキュリティーに配慮した高度で堅牢なIT・ネットワーク環境の整備、等を設定している。上記の中期計画に対して、平成16年度からの4年間における達成状況は以下の通りである。

(1)に対しては、総合情報処理センターを2つの研究部門（ネットワーク情報基盤と教育情報システム）とサービス部門（ネットワーク情報サービス）及び事務部門の4部門構成とし、研究部門とサービス部門には専任教員、兼務教員、技術専門員を適切に配置した組織・人事体制とした。これにより、総合的な学術情報システムの構築・運用・管理体制が整備され、総合情報処理センターの本務である情報システムを介した教育・研究及び業務支援体制が強化された。(2)に対しては、ICカードによる学生証と教職員証を導入した。ICカードは、入退出管理、図書の出借、電子カルテ、証明書発行等に際して既に多くの場所以で利用されているが、さらに授業の出欠席管理システムや学内におけるキャ

ッシュレス化等への利用法についても検討中であり、これらにより IC カードを核とした u-Campus（ユビキタス - キャンパス）の実現を目指している。また、マイクロソフト社のオフィス製品の包括契約を大学として平成 20 年度より導入した。本契約は、学生と教職員が常に最新ソフトの利用を可能とし、これにより学生、教職員の情報基盤の共通化、学生サービスの向上、ソフト不正利用の防止、経費削減を可能とした。さらに、インターネットを伝送路として利用しポリコム等を用いた遠隔講義や遠隔会議を可能とするメディアホールの整備を行った。インターネットを介した遠隔講義は、大学設置審が大幅に緩和されたことを受け、国内外の大学との単位互換を含めた導入が容易となっている。今後、インターネットの伝送速度の高速化に伴い質の高い遠隔講義がさらに普及することが期待される。(3)に対しては、総合情報処理センターと附属図書館のそれぞれの機能を融合した学術情報ポータルセンターを設置した。これは、知の集積と知の提供・発信を所掌とする附属図書館の機能と情報システムの構築と運用を所掌とする総合情報処理センターの機能とが Web 上で融合したバーチャルなポータルセンターとして位置付けられる。本ポータルセンターは、教育・研究情報を一元的に集積し管理する学術機関リポジトリシステム（MIUSE）の開発や地理情報データベースと歴史的コンテンツを組み合わせた歴史街道 GIS を開発し、これらは本学 HP 上に公開され学内外に広く情報発信している。情報の電子化の進展に伴い図書館機能は大きく変化しており、学術情報ポータルセンターの役割は今後さらに高まることが予想される。(4)に対しては、学内ネットワークの基幹機器の更新を図ると共にブロードバンドで効率的な利用を可能とするキャンパスネットワーク環境を整備した。また、アカウント管理の一元化や各種ウイルス対策によりセキュリティーに配慮した高度で堅牢な情報ネットワークの整備を行った。一方、学内モバイル LAN の整備を行い、屋内外におけるネットワークへのアクセス性を大幅に改善した。

以上述べたように、総合情報処理センターを中心として進めてきた学内情報基盤の整備は、重点項目として設定した中期目標を十分に達成していると考えられる。今後は、整備された学術情報基盤を下にして、教育・研究と業務支援を促進する情報技術（IT）のさらなる有効活用が求められている。情報技術の有効活用に際しては、総合情報処理センターが中核となって果たす役割は大きく、また学内組織との調整機関としての役割も重要となる。今中期の残された 2 年間は、学内組織と協働して u-Campus 実現に向けた取り組みを行う計画である。

## 新任の挨拶

ネットワーク情報基盤研究部門 三橋一郎

平成19年12月1日付けで総合情報処理センターの助教に着任しました三橋一郎と申します。まずはこの場をお借りしまして自己紹介させていただきます。

私は平成18年3月に三重大学大学院工学研究科博士後期課程システム工学専攻を修了しました。大学院では「項書き換えシステム」というコンピュータサイエンスの基礎理論分野の研究に携わっていましたが、研究を進めていくうち、理論の追求とともにこの研究をシステム検証などの実用分野に役立てられる道はないものかと考えるようになりました。

大学院修了後は三重大学創造開発研究センターで産学連携の職に就いておりました。ここでは、情報分野に限らず幅広い学問分野において、研究成果の実用化や大学教員と企業との共同研究のための支援をする業務に携わっていました。創造開発研究センターは全学共同利用施設であり、また、大学と社会との連携を担当する部署であったことから、大学の運営や経営といったものを垣間見ることができ、「独立法人化後の大学は如何にあるべきか」といったようなことを考えさせられる場面も多々ありました。

そして冒頭で申しましたとおり、平成19年12月からはこちらの総合情報処理センターでお世話になることになりました。総合情報処理センターは情報分野を専門とする部署であるとともに、全学に対してサービスを提供する部署でもあるので、前述した私の二つの経験を活かして貢献していきたいと考えております。とは言うものの、総合情報処理センターで扱っているネットワークシステムは、私がこれまで接してきたシステムとはまったく規模が違い、戦力になるためにはこれから研鑽を積まなければなりません。当面はシステムの構成や運用管理のノウハウを覚えるとともに、教育活動に力を注いでいきたいと考えております。

ご存知のとおり国立大学は平成16年に独立法人化し、今後はますます民間に近い形の運営・経営が求められていくことと思います。しかしながら、大学と民間企業との大きな違いの一つとして、雇用関係がないために統制の取りにくい「学生」が大学では主要な構成員になっているということが挙げられます。

これから企業や自治体など、社会との連携もますます強くなっていくものと思われませんが、そういった中で学内から例えば情報漏えい事件やネットワーク犯罪などが発生すると、大学の信用は著しく失墜することになります。従って、学生に対する教育・啓発活動には力を入れて取り組みたいと考えております。

着任して4ヵ月が経ちましたが、センターに貢献できるようになるにはまだまだこれから勉強を積み重ねていかなければなりません。今後ともご指導、ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

# センター利用状況

## 1 教室利用統計

### 1.1 教室利用時間割

#### (1) 前期

		1・2 限	3・4 限	5・6 限	7・8 限	9・10 限
		8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50
月	第1			疫学・統計学 実習 医(木田 博隆) 100人 4月17日から6 月5日まで	情報科学基礎 共(中野 正孝) 100人	情報科学基礎 共(中野 正 孝) 100人
	第2	情報数学要論Ⅱ 教(武本 行正) 25人	情報科学 共(武本 行正) 30人			
	第3	コンピュータと英 語 教(早瀬 光秋) 15人				
	第4	ISO 環境管理 共(佐藤 邦夫・ 村上・陣山) 70人		工業数学2及び 演習(7月24日 のみ) 工(小竹 茂夫) 100人	教育工学演習 教(下村勉) 40人	情報科学基礎 共(桂 直美) 60人 4月17日から
	第5			河川景観の観察 と設計 共(萩原 彰)20 人		
火	第1	疫学・統計学 実習 医(木 田 博隆) 110人 5月16日から6 月13日まで	計算機基礎 共(小林 正) 50人	建築情報処理基 礎 共(浅野 聡・北 野・三島・木下・ 松浦) 55人		
	第2		情報科学基礎 共(村松 浩幸) 40人			
	第3					
	第4		情報工学 工(野間 慎也) 90人	プログラミング Ⅱ 教(山守 一徳) 65人	数式処理 教(萩原 克幸) 60人	
	第5	応用環境情報学 特論 生(佐藤 邦夫) 10人	数値計算と統計 処理 共(井岡 幹博) 30人			

水	第1		情報科学基礎 共(佐藤 義則) 40人			
	第2		建築情報処理応 用 工(北野 博亮・ 三島 直生) 20人			
	第3					
	第4			情報科学基礎 共(伊藤 厚貴) 80人	情報科学基礎 共(伊藤 厚貴) 80人	商標法 共(笠井 美 孝)80人
	第5					
木	第1	情報科学基礎 共(東 廉) 40人	学術情報論 人(佐藤 義則) 45人		マイクロデザイ ン工学及び演習 工(松井 正仁) 60人	マイクロデザイ ン工学及び演 習 工(松井 正 仁) 60人
	第2	電子計算機プロ グラミング 共(三谷 昌輝・ 吉岡 泰規) 120人	情報科学基礎 共(伊藤 信成) 47人	CAD 製作 生(石黒 覚) 28人	CAD 製作 生(石黒 覚) 28人	ロボット工学特 論 工(加藤 典 彦) 30人
	第3		情報科学基礎 共(伊藤 信成) 47人			
	第4	電子計算機プログラ ミング 共(三谷 昌輝・ 吉岡 泰規) 120人	計算機工学特論 Ⅱ 工(北 英彦)60 人	プログラミング 演習Ⅱ 工(篠木 剛・鶴 岡 信治) 100人	情報科学基礎 共(萩原 克幸) 50人	
	第5	情報科学基礎 共(森 久綱)30 人	英作文Ⅰ 教(荒尾 浩子) 20名	消費情報処理 教育(長井 務) 30人		
金	第1	人工知能3(隔 週 前期7回開 講) 工(古橋 武) 60人	人工知能3(隔 週 前期7回開 講) 工(古橋 武) 60人			
	第2	情報科学基礎 共(伊藤 厚貴) 40人	応用水文学 生(加治佐 隆 光) 40人			
	第3					



第 4		コンピュータ教 育 教(中西 良文) 30人	情報学概論 教(奥村 晴彦) 80名		計算機基礎 I 及び演習 共(北 英彦) 100人
第 5					

## (2) 後期

		1・2 限	3・4 限	5・6 限	7・8 限	9・10 限
		8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50
月	第1				中国語 I 文法 (1月15日から) 共(福田 和展) 60人	計算機言語 工(野呂 雄一) 55人
	第2	情報数学要論 II 教(武本 行正) 25人	情報科学 共(武本 行正) 30人			
	第3				地域経営工学演習 工(浦山 益郎) 20人	
	第4	ISO 環境管理学 共(佐藤 邦夫・ 村上・陣山) 70人	情報化社会と著作権 共(須曾野 仁志) 50人 10月16日から		教育工学 教(下村 勉) 40人	
	第5					
火	第1	プログラミング演習 I 工(森 香津夫) 50人(隔週)			数値熱流体力学 工(辻本 公一) 80人 (不定期)	情報科学基礎 共(長井 務) 60人
	第2		数値計算と統計 処理 共(井岡 幹博) 30人		数値熱流体力学 工(辻本 公一) 80人 (不定期)	
	第3	バイオマス利用 学 生(佐藤 邦夫) 5人				
	第4		情報管理論 教(奥村 晴彦) 80人	教育工学 教(須曾野 仁志) 50人	中国語 I 購読 (1月16日から) 共(福田 和展) 60人	基礎物理学 I 共(佐藤 邦夫) 60人
	第5		応用シミュレーション工学 生(佐藤 邦夫) 25人			
水	第1		機械設計製図基礎(11月15日 から) 工(中村 裕一・ 松井 正仁) 60人	機械設計製図基礎(11月15日 から) 工(中村 裕一・ 松井 正仁) 60人		機械設計製図 II 工(鎌田 泰成・西村 顕・ 安藤 俊剛) 100人

	第2					10月18日から11月にかけて4回程度
	第3					
	第4	電子計算機プログラミング及び演習 共(前田 太佳夫) 100人 2~4限	情報科学演習生(磯野 直人) 70人			計算機基礎Ⅱ及び演習 共(北 英彦) 100人
	第5	PBL セミナーE 共(東 廉)30人				
	木	第1		学術情報論人(佐藤 義則) 45人	電気電子設計(制御システム設計)工(駒田 諭)30人 5~8限	
第2			情報科学 共(谷口 礼偉) 30人	環境情報システム工学実習Ⅰ生(鬼頭 孝治) 20人 5~7限		
第3				電気電子設計(ソフトウェア設計)工(北 英彦)20人 5~8限		
第4		基礎物理学Ⅰ 共(長井 務)60人		電気電子設計(電磁界解析)工(首藤 雅夫)30人 5~8限		
第5			英作文Ⅱ 教(荒尾 浩子)20名			
金	第1					
	第2	応用情報処理生(佐藤 邦夫) 25人				
	第3					
	第4		システム制御工工(加藤 典彦) 100人	プログラミング言語工(林 照峯)80人 10月6日から		特許法・実用新案法 共(笠井 美孝) 60人
	第5					

(3)随時

利用期間	利用教室	所属学部	授業名
2006			
4/3~4/5	1~5	学務部教務課教務調査係	履修申告入力
4/14(18:00~20:00)	3	工学部工学研究科物理工学	新入生向け計算機講座
4/19 授業使用時間外	1~4	学務部教務課教務調査係	履修申告入力

4/20(13:00~14:30)	1,3	学務部教務課教務調査係	履修申告入力
4/21 授業使用時間外	1~4	学務部教務課教務調査係	履修申告入力
4/21(18:00~20:00)	3	工学部工学研究科物理工学	新入生向け計算機講座
4/21(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
4/24(9:00~12:00)	1	学務部教務課教務調査係	履修申告入力
4/25 授業使用時間外	1~4	学務部教務課教務調査係	履修申告入力
4/28(18:00~20:00)	3	工学部工学研究科物理工学	新入生向け計算機講座
4/28(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
5/1(16:10~17:50)	5	附属図書館 情報リテラシー	政策科学Ⅲ演習ほか合同
5/26(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
5/26(18:00~19:30)	1	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
6/2(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
6/2(18:00~19:30)	1	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
6/9(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
6/9(18:00~19:30)	1	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
6/19(13:00~14:30)	1	附属図書館 情報リテラシー	成人看護学ゼミナールⅠ
6/26(13:00~14:30)	2	附属図書館 情報リテラシー	基礎看護学ゼミナールⅠ
6/27(14:40~16:10)	1	生物資源 共生環境学科	グローバルコミュニケーションⅠ
6/30(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
7/4(14:40~16:10)	1	生物資源 共生環境学科	グローバルコミュニケーションⅠ
7/19(10:30~12:00)	2	附属図書館 情報リテラシー	生物資源情報学
7/21(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
7/28(14:40~16:10)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
8/2(12:00~13:00)	4	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅰ及び演習 補講
8/7~10(8:30~17:00)	1	人文学部	学校図書館司書教諭講習
8/10(8:30~17:00)	4	人文学部	教育学
8/23~24(8:50~17:00)	4	教育学部 情報教育課程	情報システム概論
9/22(8:50~12:00)	4	工学部機械工学科	知的財産権概論
9/26(8:50~12:00)	4	工学部機械工学科	知的財産権概論
10/2(9:30~15:00)	1	総務部人事チーム	三重大学事務情報化研修会
10/4(9:30~15:00)	1	総務部人事チーム	三重大学事務情報化研修会
10/17(16:20~17:50)	2	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅱ及び演習 補講

10/17(10:30~12:00)	3	教育学部技術科	創造性開発法(共通教育科目)
10/20(15:30~17:00)	1	附属図書館 情報リテラシー	学校図書館の利用案内を作ってみよう
10/25(18:20~19:40)	2	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅱ及び演習 補講
10/27(15:30~17:00)	1	附属図書館 情報リテラシー	学校図書館の利用案内を作ってみよう
11/1(18:20~19:40)	2	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅱ及び演習 補講
11/8(18:00~20:00)	3	人文学部	パソコン基礎講座
11/15(18:00~20:00)	3	人文学部	パソコン基礎講座
11/20(10:30~12:00)	1	人文学部	生資工学部・生物情報工学
11/22(18:00~20:00)	3	人文学部	パソコン基礎講座
11/22(18:20~19:40)	2	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅱ及び演習 補講
11/29(18:00~20:00)	3	人文学部	パソコン基礎講座
12/6(18:20~19:40)	2	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅱ及び演習 補講
12/11(16:10~19:10)	4	医学部	共用試験CBT動作チェック
12/19(14:40~16:10)	3	工学部建築学科	地域経営工学演習
2007			
1/10(10:30~12:00)	1	人文学部	学術情報論
1/19(15:30~17:00)	1	人文学部	著作権講習会
1/24(13:00~14:30)	2	附属図書館 情報リテラシー	物理化学実験文献検索講習
1/31(16:20~17:50)	5	人文学部	PBLセミナー発表会
2/2(9:30~15:00)	1	総務部人事チーム	三重大学事務情報化研修会
2/7(10:30~12:00)	2	附属図書館 情報リテラシー	図書館職員研修
2/8(16:20~19:30)	3	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅱ及び演習 追試
2/14(8:30~17:00)	4	医学部	共用試験CBT
3/6(16:20~17:50)	3	工学部電気電子工学科	計算機基礎Ⅱ及び演習 追試
3/8(12:00~15:00)	3	NetAcademy2 英語教員オリエンテーション	

## 1.2 端末利用時間・のべ利用者数・実利用者数

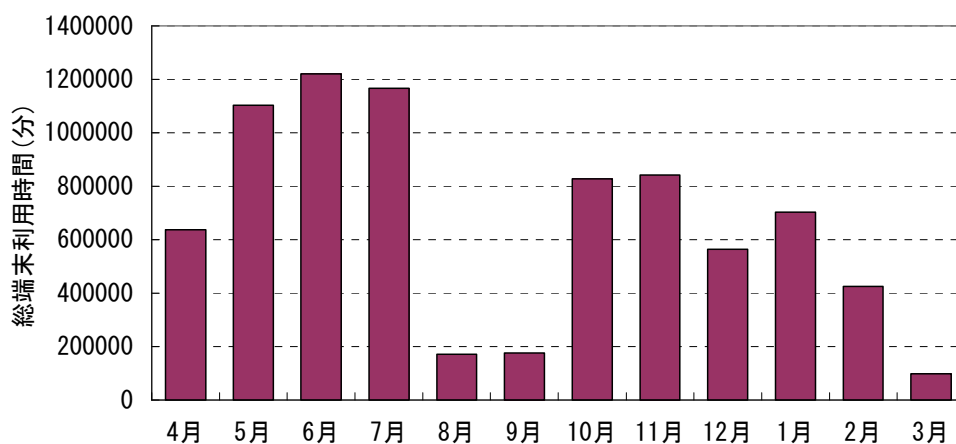
2006年度分を対象としています。特記なき「学年」は、学部生の学年です。

### (1) 端末利用時間

端末利用時間に関する統計です。

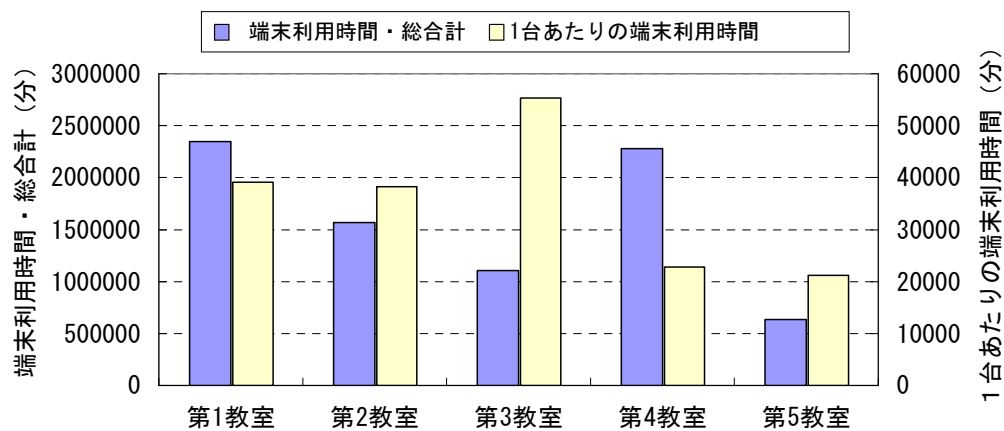
#### (a) 端末利用時間（月別）

総端末利用時間を月別に集計してあります。



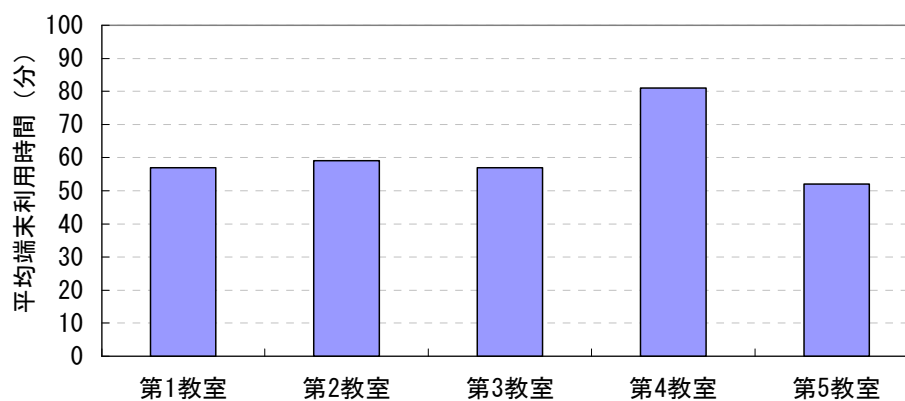
#### (b) 端末利用時間（教室別）

端末利用時間の総合計と1台あたりの端末利用時間を、教室別に示しています。



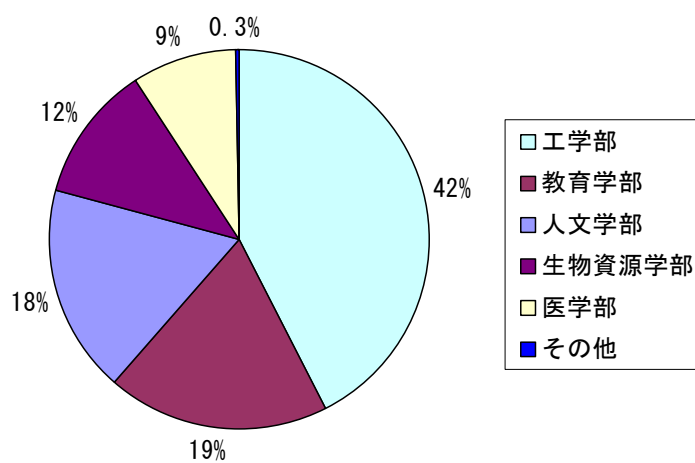
(c)平均端末利用時間（教室別）

利用者が1日に端末を利用する上での、平均端末利用時間を教室別に示しています。



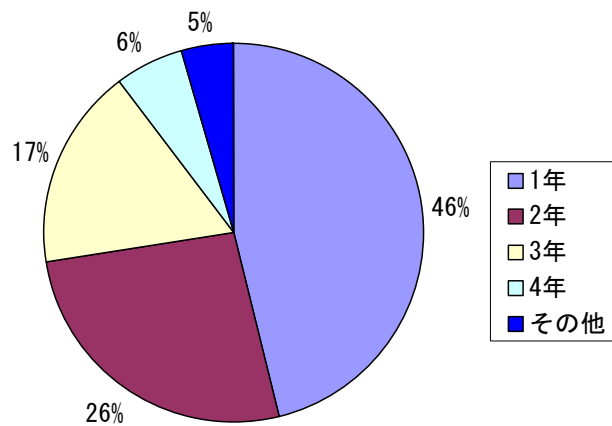
(d)端末利用時間（学部別）

総端末利用時間の学部別割合を示しています。



(e)端末利用時間（学年別）

総端末利用時間の学年別割合を表しています。

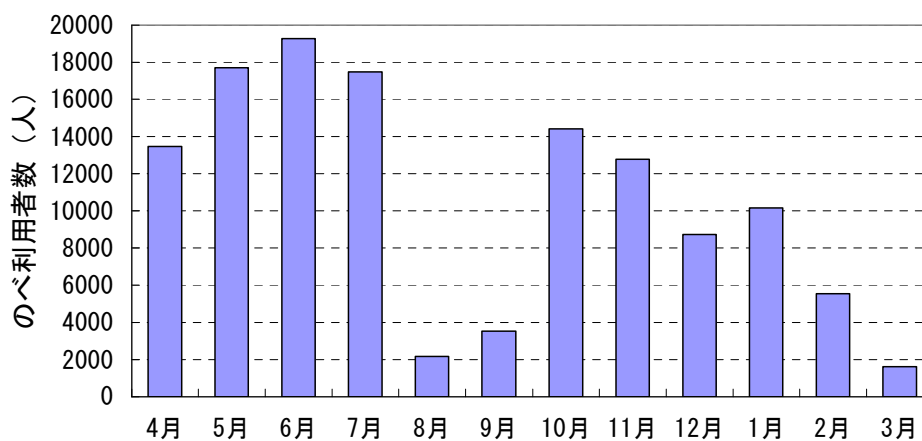


(2)のべ利用者数

端末を利用した、のべ利用者数に関する統計です。

(a)のべ利用者数（月別）

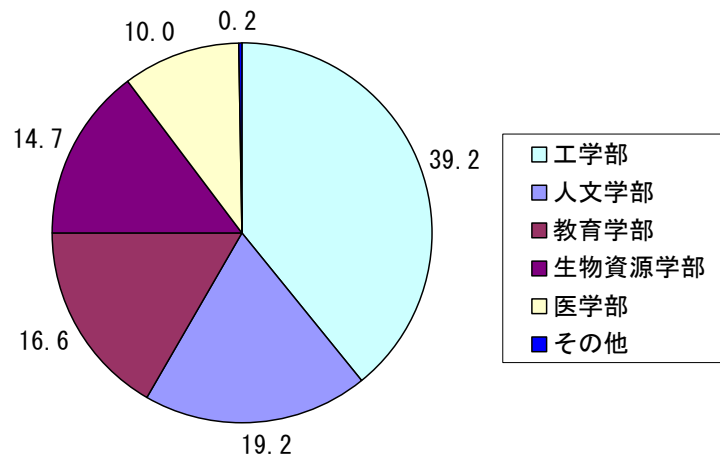
月ごとの、のべ端末利用者数を計上してあります。ただし、同一日、同一端末に同一利用者が、複数回ログインした場合は、1人としています。



(b)のべ利用者数（学部別）

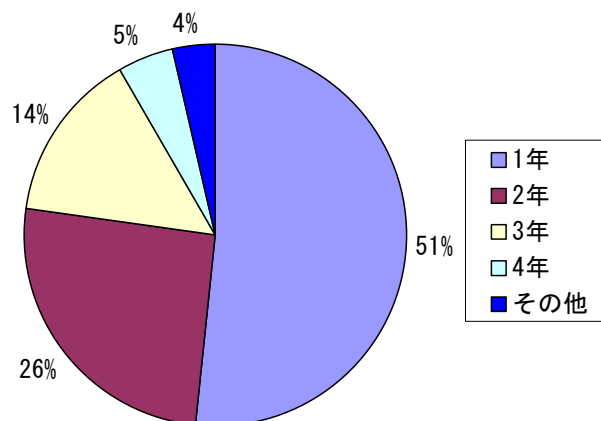
のべ利用者数の学部別割合を示しています。





(c) のべ利用者数（学年別）

のべ利用者の学年別割合を示しています。

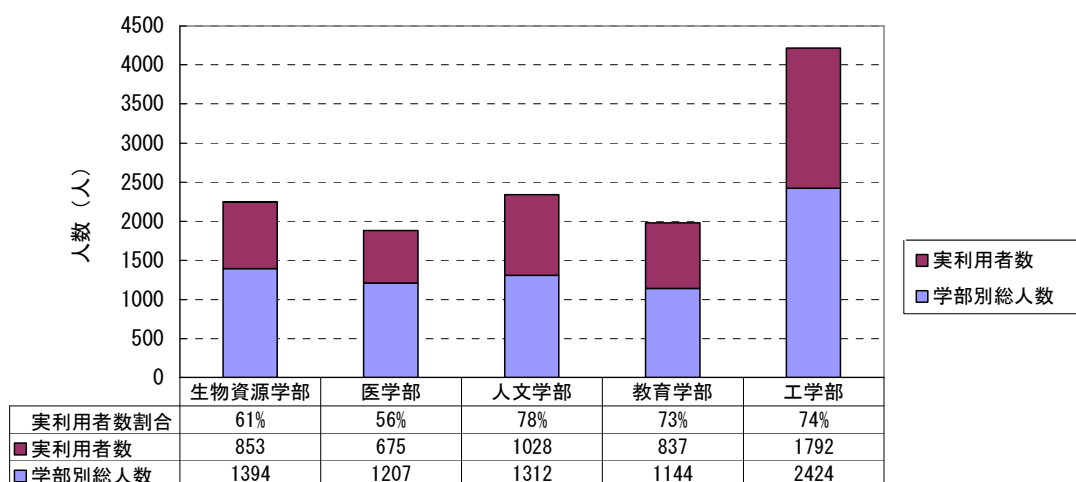


(3)実利用者数

のべ利用者数と異なり、同一利用者の重複をカウントしない実利用者に関する統計です。

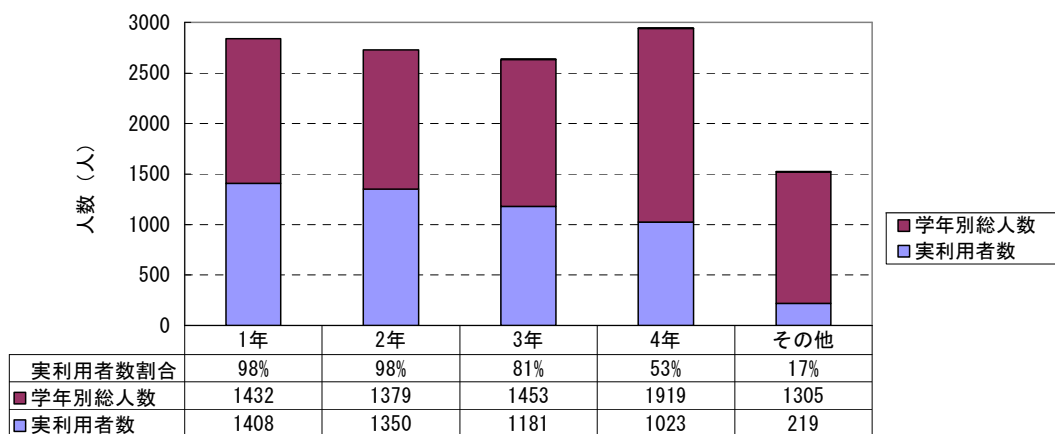
(a)学生総数に対する端末実利用者数及び学部別割合

アカウント発行対象学生数（ほぼ全学生）に対する端末の実利用者数と、その学部別割合を示しています。



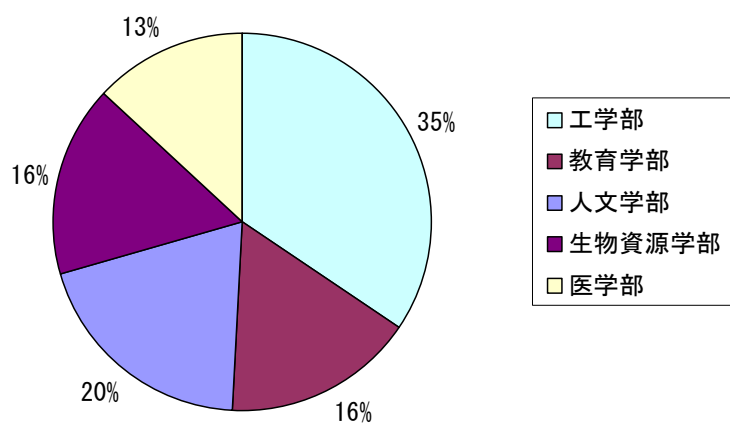
(b) 学生総数に対する端末実利用者数及び学年別割合

アカウント発行対象学生（ほぼ全学生）に対する端末の実利用者数学年別割合を示しています。



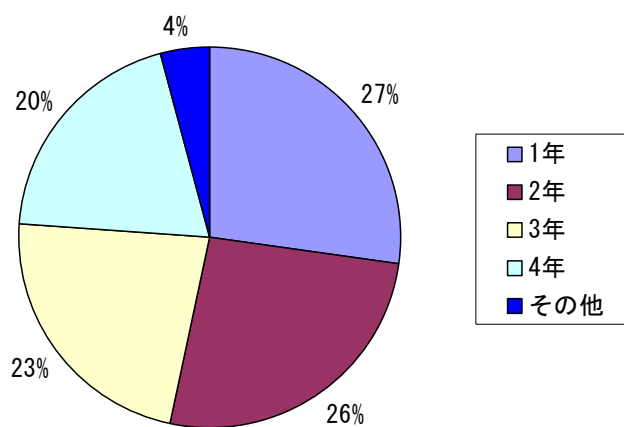
(c) 実利用者数（学部別）

実利用者数の学部別割合を示しています。



(d) 実利用者数における学年別割合

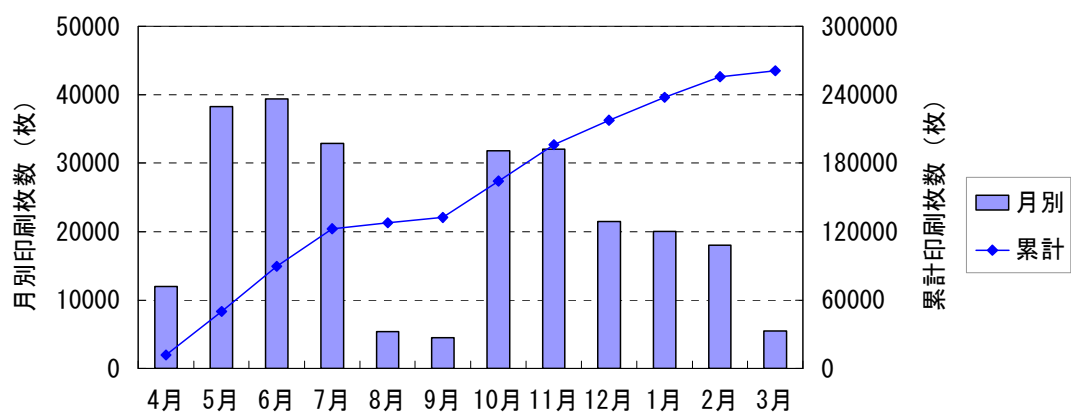
(c)と同様に実利用者にのみ着目した学年別割合を示しています。



### 1.3 印刷関連統計

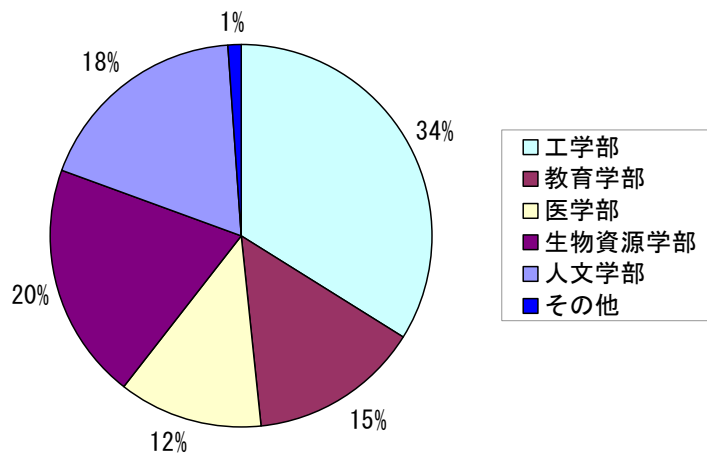
#### (a)印刷枚数（月別）及び累計

月別の印刷枚数および累計印刷枚数を示しています。



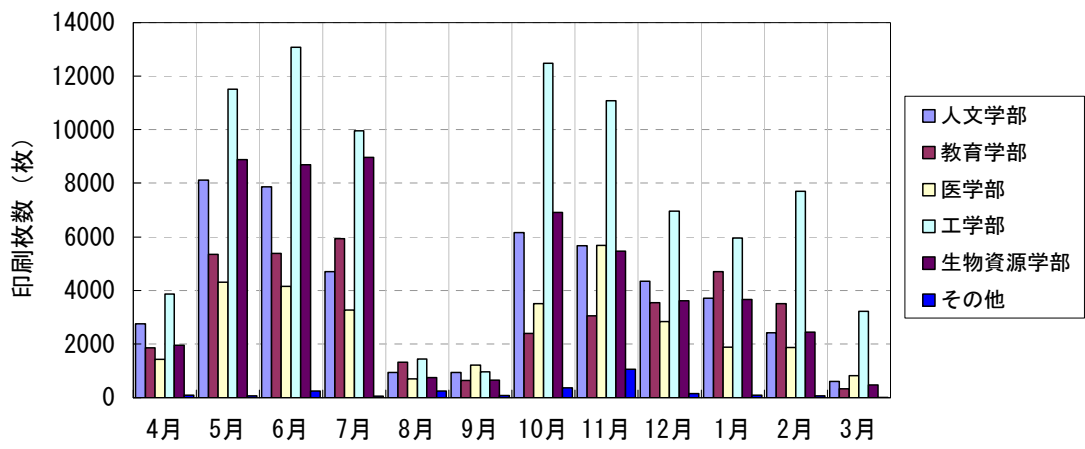
#### (b)印刷枚数（学部別割合）

総印刷枚数の学部別割合を示しています。



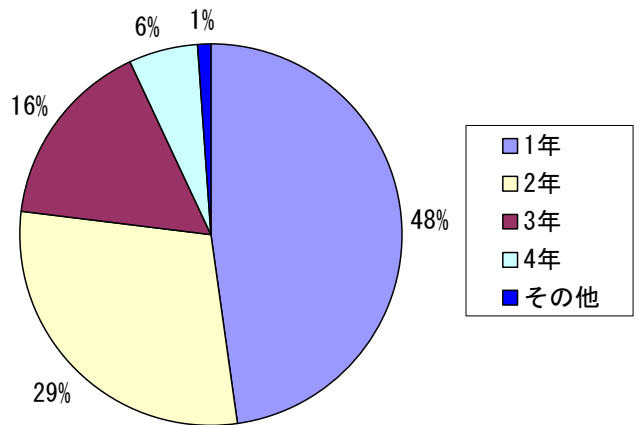
#### (c)印刷枚数推移（学部別）

学部別印刷枚数の推移を月別に示しています。



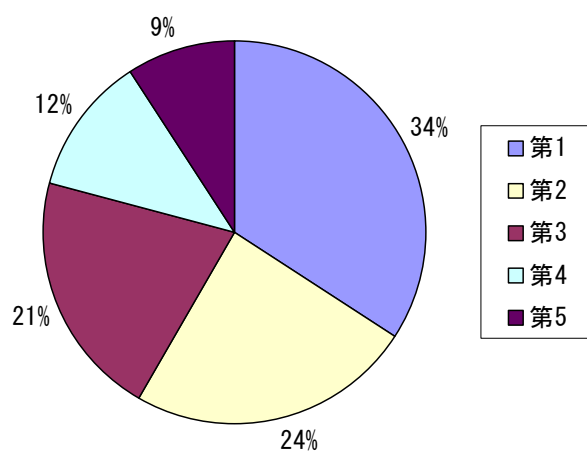
(d)印刷枚数・学年別割合

総印刷枚数の学年別割合を示しています。



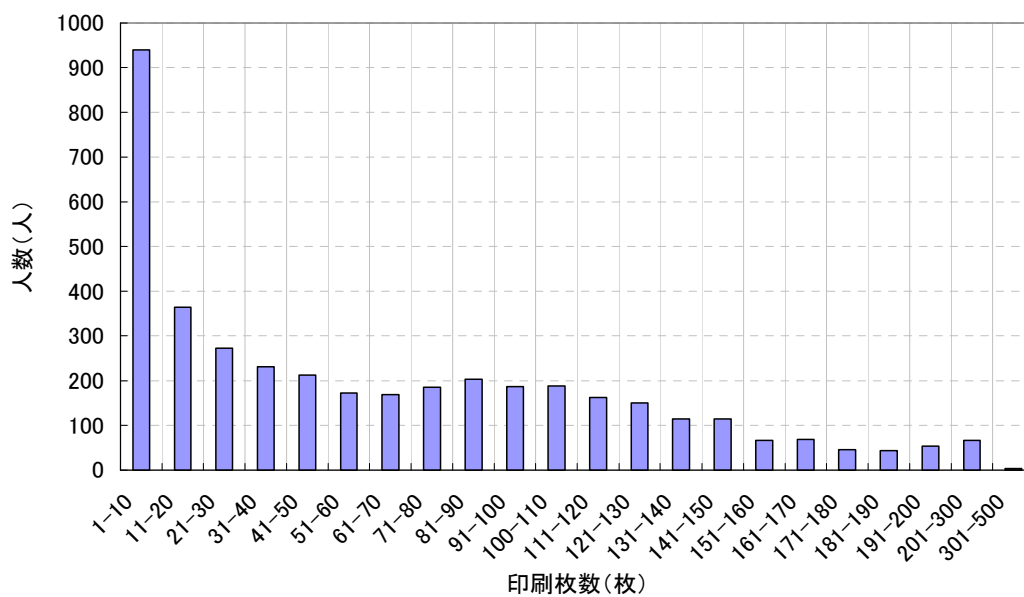
(e)印刷枚数・教室別割合

総印刷枚数の教室別割合を示しています。



(f)印刷枚数に関する利用者数分布

どれくらいの枚数を印刷した利用者数が多いかを示しています。



## 三重大学総合情報処理センター運営委員会委員

平成 19 年 4 月 1 日現在

所属学部名等	職 名	氏 名	備 考
理 事	理 事 副学長	小林 英雄	情報・国際交 流担当
	理 事 事務局長	三浦 春政	総務・財務担 当
総合情報処理 センター	教 授	太田 義勝	センター長
	准教授	杉浦 徳宏	
	助 教	堀川 慎一	
人文学部	准教授	小山 憲司	
教育学部	教 授	山守 一徳	
医学研究科	教 授	山本 皓二	
工学研究科	准教授	寺島 貴根	
生物資源学研究科	教 授	梅川 逸人	
共通教育センター	教 授	取手 伸夫	

## 三重大学情報ネットワーク専門委員会委員

平成 19 年 4 月 1 日現在

所属学部名等	職 名	氏 名	備 考
理 事	理 事 副学長	小林 英雄	情報・国際交 流担当
総合情報処理 センター	教 授	太田 義勝	センター長
	准教授	杉浦 徳宏	
	助 教	堀川 慎一	
人文学部	教 授	益田 実	
	准教授	小山 憲司	
教育学部	教 授	奥村 晴彦	
	教 授	山守 一徳	
医学系研究科	教 授	中野 正孝	
	講 師	中井 桂司	
附属病院	講 師	高田 孝広	
	助 教	磯田 憲一	
工学研究科	准教授	加藤 典彦	
	助 教	佐々木 敬泰	
生物資源学研究科	准教授	中西 健一	
	助 教	伊藤 良栄	
共通教育センター	教 授	鈴木 実平	
創造開発研究センター	助 教	狩野 幹人	
生命科学支援 センター	准教授	小林 一成	
国際交流センター	准教授	福岡 昌子	
保健管理センター	教 授	岡野 禎治	
学術情報部	部 長	加藤 寛充	
	リーダー	長嶋 重次	情報基盤



○三重大学学術情報ポータルセンター規程

改正

平成19年3月15日規程

(設置)

第1条 三重大学に、三重大学学術情報ポータルセンター(以下「ポータルセンター」という。)を置く。

(目的)

第2条 ポータルセンターは、三重大学の教育・研究活動を支援する情報関連の施設・設備を整備し、もって本学の教育研究及び地域活動に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 ポータルセンターは、前条の目的を達成するために次の各号の業務を行う。

- (1) 教育・研究に必要で適切な図書館資料と図書館施設の提供
- (2) 教育・研究に必要なネットワーク整備
- (3) 各種メディア対応施設(メディアホール等)の提供
- (4) ネットワークを活用した教育システム(TOEIC, e-Learning, 遠隔地教育, 電子シラバス等)の提供支援及び研究
- (5) 研究成果の情報発信及び学術機関リポジトリの基盤整備
- (6) 産学官の協働事業
- (7) ネットワーク情報基盤に関する研究
- (8) 電子図書情報に関する研究
- (9) その他ポータルセンターの目的達成のために必要な業務

(組織)

第4条 前条の業務を実施するため、ポータルセンターに次の各号の施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 総合情報処理センター

(センター長)

第5条 ポータルセンターにセンター長を置く。

2 センター長は、ポータルセンターを代表し、その業務を総括する。

3 センター長は、情報・国際交流担当理事をもって充てる。

(運営委員会)

第6条 ポータルセンターの運営に関する事項を審議するため、三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 ポータルセンターに関する事務は、学術情報部情報図書館チーム及び情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日規程)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学学術情報ポータルセンター規程第6条第2項の規定に基づき、三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術情報ポータルセンター(以下「ポータルセンター」という。)の運営に関する基本事項
- (2) ポータルセンターの事業計画に関する事項
- (3) その他ポータルセンターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ポータルセンター長
- (2) 総合情報処理センター長
- (3) 総合情報処理センターから推薦された大学教員 1名
- (4) 附属図書館運営委員会から推薦された大学教員 1名
- (5) 学術情報部長
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、ポータルセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学術情報部情報図書館チーム及び情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○三重大学総合情報処理センター規程

改正

平成17年5月26日規程

平成18年5月18日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人三重大学学則第8条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における情報処理システム及び情報ネットワークシステムを一元的、安全かつ効率的に運用し、研究及び教育に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究のための情報システムに関すること。
- (2) 学術情報の処理及び提供に関すること。
- (3) 情報教育及び情報ネットワークに関すること。
- (4) その他情報技術に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 大学教員及びその他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長及び大学教員の選考)

第6条 センター長及び大学教員の選考については、別に定める。

(兼務の大学教員)

第7条 センターに、兼務の大学教員を置き、センター長が選考し、学長が任命する。

2 兼務の大学教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の兼務の大学教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関する事項を審議するため、三重大学総合情報処理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第9条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月26日規程）

この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月18日規程）

この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

○三重大学総合情報処理センター運営委員会規程

改正

平成17年5月26日規程

平成18年2月23日規程

平成18年5月18日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学総合情報処理センター規程第8条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合情報処理センター(以下「センター」という。)の運営に関する基本事項
- (2) センターの事業計画に関する事項
- (3) その他センターの運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報・国際交流担当理事
- (2) センター長
- (3) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各1名
- (4) センターの大学教員
- (5) 共通教育センターから推薦された大学教員 1名
- (6) 事務局長

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際現に廃止前の三重大学総合情報処理センター運営委員会規程(平成15年4月1日制定)第3号第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号及び第5号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成17年5月26日規程)

- 1 この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号の医学部の委員である者は、この規程の第3条第1項第4号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成18年2月23日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月18日規程)

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。



○三重大学情報ネットワーク専門委員会規程

改正

平成17年9月27日規程

平成18年5月18日規程

(設置)

第1条 三重大学(以下「本学」という。)に、三重大学情報ネットワーク専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 情報ネットワークの運営に関する事項
- (2) 学外ネットワークとの連絡調整に関する事項
- (3) その他情報ネットワークに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報・国際交流担当理事
- (2) 総合情報処理センター長
- (3) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各2名
- (4) 医学部附属病院から推薦された大学教員 2名
- (5) 各学内共同教育研究施設から推薦された大学教員 各1名
- (6) 共通教育センターから推薦された大学教員 1名
- (7) 学術情報部長
- (8) 学術情報部情報基盤チームリーダー
- (9) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号まで及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、情報・国際交流担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月27日規程)

- 1 この規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号の医学部の委員である者は、この規程の第3条第1項第4号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成18年5月18日規程)

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

## ○三重大学総合情報処理センター利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、三重大学総合情報処理センター規程第8条の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

### (利用の条件)

第2条 センターは、情報処理及び情報ネットワークに関する学術研究及び教育並びに大学運営上必要な業務を行う場合に利用できるものとする。

### (利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が適当と認めた者

### (利用の申請)

第4条 センターを利用(情報処理教育を除く。)しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出するものとする。

2 情報処理教育のためにセンターを利用しようとする場合は、別に定める。

### (利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、申請者に利用番号を付して、通知するものとする。

2 前項の承認の有効期限は、当該年度限りとする。

### (申請事項の変更)

第6条 前条の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、利用申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

### (利用番号の転用の禁止)

第7条 利用者は、その利用番号を他の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

### (利用の方法)

第8条 センターの機器の使用は、利用者自身が行うものとする。

2 センターの機器等の使用に際して必要な事項は、別に定める。

### (報告等)

第9条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センター利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

2 利用者は、研究等の成果を論文等によって公表するときは、その論文等にセンターを利用した旨を明示するものとする。

(利用承認の取消し等)

第10条 センター長は、利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

## 三重大学総合情報処理センター利用細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、三重大学総合情報処理センター利用規程第11条の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター（以下「センター」という。）の一般的な利用に関し必要な事項を定める。

### (利用の申請)

第2条 利用の申請に際しては、所定の利用申請書に必要事項を記入するとともに、次のうち一つ以上を呈示しなければならない。

- 一 学生の場合、学生証、職員の場合、本学発行の身分証明書
- 二 前号に合致するものを呈示できない場合、本学にて教育を受けていることを証明するもの。
- 三 第1号又は第2号に合致するものを呈示できない場合、指導大学教員の承認を示すもの。

2 センター長が別に定めるシステム及びサービスの利用については、年度当初における本学在籍データの確認をもって利用申請がなされたとみなすことができる。

### (利用の承認)

第3条 センター長は、利用の申請を承認した場合は、利用番号及び初期パスワードを申請者に通知するものとする。

### (パスワードの管理)

第4条 利用者は、パスワードについて他者に知られてはならない。

2 利用者は、通知された初期パスワードを変更することができる。ただし、変更によるトラブルは本人の責とし、変更したパスワードの問合せにはセンターは応じない。

### (利用時間)

第5条 センターの利用時間は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及び年末年始（十二月二十九日から翌年一月三日まで）を除く。）の8時40分から20時50分までとする。ただし、センター長が業務運営上必要と認めるときは、センターの利用の全部又は一部を休止し、又は延長する。

### (機器の利用)

第6条 センターの機器の利用は、原則として受付順によるものとする。ただし、別に定める一部の特殊機器については予約制により行うものとする。

2 センターの機器の利用に際しての詳細は、マニュアル及び利用の手引きその他説明書に基づくものとし、利用者に配布されるものを除きセンター長の許可なくセンターから持ち出してはならない。

3 消耗品類の利用については、一定の制限を設けることがある。

4 その他センターの利用に際しては、センターで定める利用の手引き等を遵守しなければならない。

(ライセンスによる利用制限)

第7条 センターの機器の利用については、システム及びサービスの利用許可とは別に、機器に定めるライセンス上の使用許諾の制限を受ける。

(セキュリティポリシーの厳守)

第8条 センターの利用に際しては、三重大学情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順書を厳守しなければならない。

(利用の停止及び処分)

第9条 利用者が、この細則若しくはこの細則に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取消し、又は一定期間センターの利用を停止させることができる。また、特に悪質とセンター長が認めた場合には、利用者の身分に関する処分について、その権限を有する意思決定機構（教授会等）に対し、当該行為の報告及び処分の勧告を行う。

(利用の相談)

第10条 センター利用に係る相談に対処するため、センターにセンター利用相談室（事務室）を置く。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

## 三重大学総合情報処理センター情報処理教育システム利用細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、三重大学総合情報処理センター利用規程第4条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター（以下「センター」という。）の情報処理教育システムの利用に関し必要な事項を定める。

### (優先利用の範囲)

第2条 情報処理教育システム端末室（以下「教育端末室」という。）を占有若しくは優先的に使用することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 授業科目の授業に利用する場合
- 二 その他特にセンター長が必要と認めたものに利用する場合

2 前項第2号の利用に関し必要な事項は、別に定める。

### (一般利用の範囲)

第3条 前条に合致しない一般的な利用については、前条の利用に影響しない範囲内において許可する。利用者は、三重大学総合情報処理センター利用細則に従う。

### (利用の申請)

第4条 第2条の規定による利用を行う場合、担当大学教員は授業科目ごとに所定の総合情報処理センター教育システム利用申請書をセンター長に所定の期日までに提出しなければならない。

### (利用の承認)

第5条 センター長は前条の申請を承認したときは、利用番号及びパスワードを付して、担当大学教員に通知する。

2 前項の承認の有効期限は、授業終了までとする。

### (申請事項の変更)

第6条 前条の規定により承認された担当大学教員は、申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

### (利用番号の転用の禁止)

第7条 担当大学教員及び利用を承認された学生（以下「受講生」という。）は、その利用番号を他の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

### (パスワードの管理)

第8条 担当大学教員及び受講生は、パスワードについて他者に知られてはならない。

2 担当大学教員は、通知されたパスワードを変更することができる。

### (指導責任)

第9条 利用に関する受講生の指導責任は、担当大学教員が負う。

2 担当大学教員は、前条に定める受講生のパスワードの管理を行い、受講生からの問合せ等に  
応じる責を負う。

(利用の方法)

第10条 機器の利用は、担当大学教員の指導のもとに受講生自身が行うものとする。

2 機器の利用に際しての詳細は、マニュアル及び利用の手引きその他説明書に基づくものとし、  
利用者に配布されるものを除きセンター長の許可なくセンターから持ち出してはならない。

3 その他センターの利用に際しては、センターで定める利用の手引き等を遵守しなければならない。

(利用場所)

第11条 機器を使用できる場所は、教育端末室においてのみとする。

(利用承認の取消し及び処分)

第12条 担当大学教員又は受講生が、この細則若しくはこの細則に基づく定めに違反し、又は  
センターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取消し、又は  
一定期間センターの利用を停止させることができる。また、特に悪質とセンター長が認めた場合  
には、利用者の身分に関する処分について、その権限を有する意思決定機構(教授会等)に対し、  
当該行為の報告及び処分の勧告を行う。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別  
に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。



三重大学総合情報処理センター広報 Vol. 5  
平成 20 年 3 月発行

編集人 三重大学総合情報処理センター  
太田義勝、杉浦徳宏、堀川慎一、三橋一郎、伊藤篤

発行所 三重大学総合情報処理センター  
〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577  
TEL (059)231-9645  
FAX (059)231-9646